

地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第4回） 議事録

開催日時：令和5年7月27日（木）13時00分～14時20分

開催場所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンラインによる開催

事務局：定刻になりましたので、ただいまから、第4回「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」を開催いたします。本日、事務局を務めます、パシフィックコンサルタンツ株式会社の真田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の検討会は、委員の皆様には対面、若しくはオンラインにて御参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストリーミングで同時配信し、動画は、会議後、議事録公開までの間、Web上で公開予定です。会議の開催に当たりまして、オンラインにて参加いただいている委員の皆様には何点か御協力をお願いいたします。通信環境に伴うトラブルの低減のために、御発言の際以外は、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言がある場合は、画面下側にございます手の形のアイコンの挙手ボタンをクリックしていただけますでしょうか。座長から御指名いたします。御発言終了後は、ボタンを再度クリックしていただき、挙手を解除くださいますようお願いいたします。また会議中におきまして、通信トラブルや不都合な点等がございましたらチャットに御記入いただくか、あるいはお手数ですが事務局までお電話をくださいますようお願いいたします。対面で御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言がございましたら、挙手をお願いいたします。御指名いたしますので、お手元のマイクをお使いいただき、御発言をお願いいたします。それでは、検討会の開催に当たりまして、環境省の植田地域脱炭素推進審議官から御挨拶させていただきます。植田審議官、よろしくお願ひいたします。

植田審議官：この7月1日付で地域脱炭素推進審議官を拝命いたしました、植田と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。私自身は、自然の関係の業務が長かったのですけれども、ここ直近の2年間は財務省に出向いたしました、長崎税関というところにおりました。まさに地域の最先端と言うか、地域のど真ん中におりました。そして7月の暑い中、この霞が関に戻ってまいりました。違いをひしひしと感じております。2050年カーボンニュートラル、2030年度46%排出削減という目標を達成するためには、脱炭素の実現を地方創生や地域経済の成長の機会と捉え、地域に積極的に取り組んでいただくことが不可欠であります。中でも、地域共生型再エネの導入は、地域脱炭素のみならず、地域のレジリエンス向上、エネルギー収支の改善等、地域課題の解決に資する、地域脱炭素の鍵となるものであります。本検討会では、地域共生型再エネの導入を加速化させるため、促進事業制度に係る市町村の負担軽減やインセンティブ強化等に関して、地方公共団体や民間事業者等からヒアリングを行いながら、議論を深めていただきました。また、促進事業制度に限らず、地方公共団体実行計画制度全体についても、具体的な脱炭素施策の実施につながる実効的な計画策定を促すため議論を行っていただきました。本日は本検討会の取りまとめ骨子案について御意見をいただきたいと考えておりますところ、委員の皆様におかれましては、一層闊達な御議論をいただきますことをお願い申し上げます。こちらにお越しいただいた

委員の皆様、それからパソコンの前に参加をいただいている皆様方、どうかよろしく願い申し上げます。

事務局：植田審議官、ありがとうございました。議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2となっております。資料は画面にて共有もさせていただきますが、必要に応じてお手元でも御確認くださいと幸いです。続きまして、本日の検討会委員の御出欠でございますが、本日は諏訪委員に代わりまして、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長の平林様に御出席いただいております。その他、本日は全ての委員の皆様に御参加をいただきますが、大関委員は10分ほど遅れての参加の御予定です。稲垣委員は14時頃の御退席となります。委員名簿は資料1にございます。また、今回もオブザーバーとして、農林水産省様、総務省様、全国市長会様等に御参加いただいております。本日はお時間が限られておりますため、委員の皆様におかれましては、5分以内での御発言をお願いいたします。また、事務局から御発言終了時間の1分前と終了時にベルにて合図をさせていただきますので、御理解のほどお願いいたします。議論の御参考として、検討会の論点、これまで頂いた御意見につきまして、参考資料として配付させていただいております。それでは、以降の議事進行については、大塚座長にお願いしたいと存じます。大塚座長、よろしく願いいたします。

大塚座長：大塚でございます。座長を務めさせていただいております。どうぞよろしく願いします。今回の検討会では、前回までに御議論いただいた内容を踏まえまして、事務局から本検討会の取りまとめ骨子案について説明をいただきます。その後で、本案への御意見をいただきたいと思っております。本日も活発な御議論をお願いいたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、事務局から資料の2に基づいて説明をお願いいたします。

事務局（環境省）：環境省から資料2につきまして説明させていただきます。まず、冒頭「はじめに」の部分ですけれども、検討会の開催趣旨や、実行計画・促進事業制度の現状のルールにつきましては、次回会合でファクトを整理させていただいて記載させていただこうと考えてございます。

続きまして、実行計画・促進事業制度の目指すべき方向性について御説明させていただきます。まずは、促進事業制度導入の背景でございます。再エネの導入の拡大に伴いまして、景観・野生生物・生態系への影響等、環境トラブルや、土砂災害の懸念などが顕在してきた背景がございます。また、再エネが導入され、地域にどのような利益があるか見えにくいといった指摘もございます。結果として、再エネの地域の受容性が低下しまして、再エネの導入を抑制するような条例なども近年増えつつあるところでございます。こうした状況を踏まえまして、令和3年度に温対法を改正させていただき、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する地域共生型再エネの導入拡大を促進する仕組みとして、促進事業制度が創設されたところでございます。

続きまして、促進事業制度の目的でもございます、地域共生型再エネの導入を推進する意義について説明させていただきます。温対法に基づき、地方自治体の皆様には、区域の温室効果ガスの排出削減を進めていただいているところでございますが、地域資源である再エネを活用した脱炭素化は、2050年にカーボンニュートラル達成に向けて非常に重要でございます。また、それ以外にも非常に多くのメリットが地域でございまして、地域で利用するエネルギーの大半を輸入される化石資源に依存している中で、再エネを活用して地域

のエネルギーの自給率を高めることは、今般のロシアのウクライナ侵略によるものも含めまして、電力需給圧迫へのリスクへの対応力を高め、地域の持続可能性の向上にもつながるものでございます。また、地域企業や自治体の主導により事業を進めていただきまして、地域の経済収支の改善、企業誘致、産業・雇用の創出、地域内経済の循環につなげることも期待できます。加えまして、激甚化する災害がございますけれども、そうした災害へのレジリエンスを高めることも含めまして、様々な地域課題解決にも貢献し得ると考えてございます。

続きまして次の項目に移らせていただきます。地域共生型再エネ導入に向けた促進事業制度の在り方について説明させていただきます。先ほど御説明させていただきましたとおり、地域共生型再エネは、地域課題の解決、地域活性化に資するものでありますが、その在り方、どういった土地を利用するか、どういった環境保全、地域貢献を求めていくかといったところは、地域によって多種多様でございます。そのため、望ましい地域共生型再エネの在り方につきましては、地域でしっかり御議論いただき、合意形成を図ることが重要です。そうした理想像を示すことで、事業者にとっても事業の予見可能性が高まると考えてございます。促進事業制度の目的は、まさしくそういった部分にございまして、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型再エネの導入に向けまして、地域で合意形成を図っていただく制度となっております。その検討に当たりましては、地域の再エネポテンシャル、再エネ目標を考慮しながら、土地利用、地域経済の在り方も含めまして、長期的に望ましい地域の絵姿を検討していただく、すなわち、まちづくりの一環として取り組んでいただくことが重要だと考えてございます。そうした観点からも、可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方であるということを示させていただいてございます。

次の項目でございますけれども、市町村内で広域でゾーニングを行うことに加えまして、都道府県とも連携の上、複数市町村による促進区域との共同策定、広域連携を進めることも、方向性として重要ということを書かせていただいております。本検討会でも、市町村境に再エネポテンシャルがある場合など、広域連携の重要性について指摘をいただいているところでございます。他方で、促進区域の設定に取り組む市町村のマンパワーや財政状況など、地域の再エネの受容性も様々でございますので、広域ゾーニングに向けて段階的に取組を進めていただく前提でございますけれども、まずは合意形成のしやすい地区・街区を促進区域とすることも考えられるかと思っております。例えばですけれども、再エネ需要が想定される、工業団地などを促進区域として設定しまして、再エネの需要と供給のマッチングをする、エリアのブランディング、企業誘致を図るといったことも考えられます。また、「さらに」の部分でございますが、事業者の知見を活用し、実効性の高い促進区域の設定を進める観点からも、地域貢献の取組を合わせて、事業者の皆様からお知恵をいただき、促進区域の設定を検討することも考えられることを記載させていただいております。以上が「はじめに」の部分となっております。

続きまして、第2章の個別の対応の方向性について、それぞれ御説明させていただきます。まず（1）促進事業制度についてでございます。市町村の支援強化について施策を御説明させていただきます。

1つ目ですが、自治体が再エネポテンシャル情報や野生生物の生息区域などの環境情報を

収集・整理し、マップに落とし込んでいくという作業は非常に技術的でハードルが高いとの御指摘を検討会でも多々いただきました。環境省では、REPOS などのシステムがございまずので、そうした既存の情報システムを拡充し、自治体の担当者の方々が促進区域を検討しやすい環境整備を進めていくということも記載させていただいております。

続きまして2つ目でございます。環境省では現在、全国 30 か所のゾーニングの補助をしているところでございますが、そうした先行事例の分析を行い、特徴ごとにモデルとして整理しまして、効果的な促進区域の設定方法として発信していくことも重要であるということも記載しております。次の項目でございます。こちらは先ほど御説明したモデルの整理とも重なるところでございますが、区域の設定から事業の認定まで、ステップバイステップで整理した、より分かりやすい手引書のようなものがあるとよいといった声を多くいただいておりますので、そういったマニュアルの拡充についても記載しております。

次の項目でございます。促進事業制度の目的は、あくまで具体的な地域共生型の再エネ事業を増やしていくということですので、事業者と連携して進めていくことは非常に重要であると考えてございます。市町村が、事業性も考慮しつつ、地域課題の解決、地域活性化に貢献する再エネ事業をつくる促進区域を設定できるよう、事業者が地域貢献策を含めた促進区域等に関して提案できることとする等、制度的な対応も含めまして、必要な措置を検討するという事も書かせていただいております。

次の項目でございます。市町村支援の最後の項目ですけれども、促進事業制度を含めた再エネ事業計画、再エネ事業を実行する人材の不足についても、検討会で御指摘いただきました。環境省では、アドバイザーの派遣や再エネ事業に関する講座等を行っているところでございますが、そうした人材支援を一層強化していくということも書かせていただいております。

次は事業者側への経済的インセンティブの強化について書かせていただいております。まず、促進区域で事業を実施するインセンティブが必要との意見を、検討会でも多くいただきました。例えば、認定地域脱炭素促進事業への税制優遇措置を設けるなどのインセンティブ強化を検討するという事も書かせていただいております。2つ目ですけれども、これも事業者の前回のヒアリング資料の中でも言及がございましたが、地域脱炭素化促進事業を活用した再エネについて、特に合意形成に必要な環境調査などもございますので、事業化可能性の調査、いわゆる FS 調査ですけれども、そういったものに関する財政支援の可能性についても、書かせていただいております。

次の項目でございます。促進事業制度の強化・合理化ということで、冒頭の方角性でも記載がございましたけれども、都道府県の関与、広域連携の促進が方向性として重要かと考えてございます。ヒアリングでも、促進区域の検討を主導する熊本県の取組についてもお聞きしましたが、そういったことも踏まえまして、都道府県と市町村が連携し、広域の促進区域設定を可能とするため、都道府県が市町村と共同で促進区域を設定することができる等、制度的な対応も含め必要な検討をするということも書かせていただいております。2つ目でございますが、現行制度では、促進区域は区域施策編の一部ですので、促進区域の設定に当たっては、例えば区域内の CO₂ の推計や、各部門の削減対策を含めて、様々な項目について合わせて検討する必要がございます。一方で、促進区域を設定し、事業を進める中で、具体的な実行計画策定が促されていくといったケース、そういった順番もあろう

かと思えます。そのため、促進区域設定手続の柔軟性を高めるという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とするなど、制度的な対応も含め必要な措置を検討するという点も記載させていただいております。

続きまして、他制度との連携でございます。まず国土交通省関係の制度、特に例示させていただいておりますが、建築物省エネ法の中にも、建築物への再エネ設置を促す制度がございますので、そうした制度との連携、また、促進区域はまさしく土地利用の在り方やまちづくりの観点からも検討が必要でございますので、所有者不明土地対策や都市計画との連携についても記載しております。

次の項目ですけれども、促進事業制度と FIT・FIP 制度の連携につきましては、資源エネルギー庁の検討会でも議論させていただいております。FIT・FIP 申請時の地域の説明会の開催や地域活用要件、地域共生に関する様々な要素が FIT・FIP 制度にもございますので、そうしたものと連携も引き続き検討していく必要があるかと思えます。

次の項目でございますけれども、検討会でも御意見いただきましたが、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰という、地域共生型の再エネを表彰する制度が、経済産業省にもございますので、ここで書かせていただいたような認定促進事業の有無を考慮するといったところまでできるかは分かりませんが、こういった連携が可能かということは、引き続き、経済産業省と連携して検討していくと記載させていただきます。

次の促進区域の最後の項目ですけれども、現在、公共施設を中心に促進区域の設定が進んでいる状況でございますが、促進区域の果たし得る役割として、例えばペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代太陽電池の需要創出ということもあろうかと思えますので、その点についても記載させていただいております。以上が、促進区域に関する項目でございます。

続きまして、促進区域に限定せず、地方公共団体実行計画制度全般、計画の策定・実施について、取組について御説明させていただきます。1つ目が広域連携、他計画との一体策定の促進でございます。現在、地方公共団体の皆様には、実行計画以外にも、様々な計画策定をお願いしているところでございますが、その負担軽減の観点からも、広域連携、一体策定の重要性を検討会でも御指摘いただきました。例えば、地域気候変動適応計画や生物多様性地域戦略など、横断的な対応が求められる計画につきましては、一体策定の優良事例や、両計画の政策目的に資する、そうしたシナジーがある取組の整理を通じまして、計画の一体策定を進めていくということも考えられるかと思えます。

次の項目ですけれども、広域連携の観点からは、検討会でも定住自立圏・連携中枢都市圏など、既存の枠組みとの連携についても御指摘いただきました。その部分についても記載させていただいております。次の項目でございます。また、検討会でも環境部局・農政部局・建築部局等、部局間の連携が課題であるといった御指摘もございました。地方公共団体の関係部局間の連携を促進するため、ここでは建築物省エネ法の例を書かせていただいておりますが、関係省庁間でも連携を強化させていただいて、通知の発出等必要な対応を行うということも記載させていただきます。

次の項目でございます。前回のヒアリングでも脱炭素施策のメニューリストの作成について御提案がございましたけれども、実行計画が、計画づくりのための計画づくりに終始せず、具体的なアクションにつながるよう、小規模な地方公共団体において、区域において

取り組むことが考えられる脱炭素施策などの検討手順、優良事例を整理してマニュアルに反映させていくということも書かせていただいております。

次の項目は見える化ですけれども、取組の見える化につきましては、既に環境省のサイトで「地方公共団体脱炭素取組状況マップ」がございますけれども、こちらを充実化させ、自治体同士の学び合いというものを促進することも盛り込んでございます。また、再エネについて、導入による地域のメリットが見えづらいとの御意見を冒頭も御紹介しましたが、その地域共生型の再エネの事例につきましては、いろいろなところで紹介しているところがございますが、一度網羅的に整理して発信するという必要ではないかということも記載させていただいております。

続きまして、金融面からの支援でございます。検討会の中でも株式会社脱炭素化支援機構(JICN)との連携、地域金融機関の活用について御意見をいただきました。そうした金融面の支援を行っていくことの重要性も記載させていただいております。また、前回検討会で事務局から紹介させていただきましたが、脱炭素アドバイザー資格制度といいます、民間の脱炭素の資格にお墨付きを与えるという制度がございますので、そうした資格を取った地域金融機関の職員などを通じた、中小企業の脱炭素支援も重要になってくると考えてございます。

最後に(3)中長期的な検討課題でございます。こちらは、少しほかの項目に比べましたら、中長期で検討が必要な課題と考えてございます。1つ目が、検討会でも促進区域と系統接続、系統整備の関係について多く御意見いただきました。系統につきましては、経済産業省の方で既にノーファーム接続も含めまして、様々な対応をさせていただいていることと承知しております。促進区域との制度的な連携につきましては、なかなかすぐということとは難しいですけれども、促進区域の設定に当たって、系統情報を活用できないか、系統に負荷をかけない形で事業はどういうふうにできるかなども含めて、中長期的にどういったことが可能か検討を進めていければと考えてございます。

最後の項目ですけれども、前回の会合でも中間支援の重要性については多く意見がございました。この点、非常に重要でございます。環境省でも地方環境事務所を通じて、例えば、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー制度なども通じて、様々な取組を行っているところがございます。こうした取組を進める中で、それぞれの取組の良い面、悪い面が見えてくるかと思っておりますので、どこにそうした中間支援の体制を構築するべきか、どういった専門性がそこに必要になってくるかということも含めて、中長期的に整理していければと思います。以上が御説明になります。

大塚座長：ありがとうございました。そうしましたら、ただ今の事務局の説明につきまして、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。各委員から発言をいただいた後で事務局から回答をいただくことにしたいと思います。それでは、御発言のある委員は手を挙げていただければと思います。なお、お時間の都合上、お1人5分以内の発言に御協力ください。いかがでしょうか。丸山委員、お願いします。

丸山委員：全体的に非常にいろいろな論点をすっきりまとめていただいている、素晴らしいなと思いつながりながら見ておりました。いくつかあるのですが、他の関連する制度との連携の部分について、具体的に言うと、1つは、都市計画などはもちろん上手く連携できると思うのですが、もう少し上位の土地利用制度の中に、促進区域を、カテゴリー、土地利用項目とし

て入れ込む、あるいはそれに基づいて都道府県がゾーニングしたときに、県の土地利用計画までいくと、それなりに実効性が伴ってくるので、そのような運用の見込みみたいなものも入れ込めればよいかなと思っています。

恐らくいろいろリサーチはされていると思うのですが、今回の検討会と趣旨が合致している制度が農山漁村再エネ法です。地域にしっかり裨益するものを定義して、それによってある種の規制緩和みたいなものをセットにしている、あるいはその土地利用の再ゾーニングみたいなもの、農地の再構成とか、そういうところが制度的に埋め込まれているので、その辺りもすごく可能性があるのではないかなと思っています。あとは、考え方として、いろいろなところに散りばめられて入っているとは思いますが、ある種の事業認証の仕組みというのでしょうか、恐らく今の制度だと、再エネの価値は、二酸化炭素の削減にかなり寄ってしまっている、少なくともFITではそれしかカウントしていないわけです。もう少しちゃんと地域の持続可能な発展に資するとか、逆にそのトレードオフをちゃんと回避しているとか、場合によっては自然環境の再生や創出に貢献しているとか、何かそういう部分をもう少し制度化する。これはたぶん、規制ではなくて認証してプレミアを付ける形になると、地域にとってもよりそれをやる理由が出てくるということ、そういうしっかり地域のことを考える事業者が競争上有利になるという意味で、そのような結び付け方があるのではないかなと思っています。今、一部の新電力会社で、独自にそういう形でプレミアムを付けるという取組もありますけれども、もう少し発展的に、場合によっては第三者認証をして、そういうものを公共調達の条件にしていくなど、何かそういう優遇策の付け方があるような気がしました。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。自然環境再生に貢献するということは、例えばどういう例があるか教えていただけますか。

丸山委員：今のところダメージが減っていることを環境配慮としていますけれども、環境配慮の有る無しに関わらず、例えば磯焼け対策に貢献しますとか、鳥類の保護増殖事業を行いますとか、ダメージを減らすだけではなくて、プラスの上積みの部分でちゃんと貢献するという、そういうイメージです。

大塚座長：ありがとうございます。古畑委員、お願いします。

古畑委員：大阪府能勢町の古畑です。町村という自治体の立場からと、それからゾーニングを実施した自治体というところから、御意見をさせていただきたいと思います。全体としては、今回、これまでの議論を踏まえて非常によくまとめていただいてありがとうございます。私からの意見としては、「地域脱炭素化促進事業制度の強化・合理化」というところで、「都道府県と市町村が連携して広域の促進区域の設定を可能とするため」というところがあったと思いますが、それも非常に有効だと思うのですが、促進区域を設定した立場から言うと、1回設定したからそれがもう永遠にというか、決まりではなく、やはりいろいろな環境の変化や市町村による事情の変化もありますので、1回定めたからそれで終わりではなくて、変更ありきでゾーニングということを進めていけたらよいのではないかなと思っています。そういうことでいうと、都道府県と市町村が連携して設定する場合、市町村の発意によって変更が柔軟に対応できるような制度というようにどこにやっていただきたい。都道府県と一緒に設定したから、またいろいろな手続を踏まないに変更できないということになると、市町村がやりにくいのかなと思いました。

それから、金融面からの地域脱炭素支援というところなのですけれども、ゾーニングを設定した後、次のステップに進むには、やはり地域の事業者との連携が必要になります。その場合、地方の地域の金融機関からの支援ということが非常に大きなことになります。そこを強化していただくというか、各金融機関の認識を高めていただけるような取組を進めていくということが重要なポイントになるのではないかと思います。私からは以上です、ありがとうございます。

大塚座長：どうもありがとうございます。稲垣委員、お願いします。

稲垣委員：稲垣でございます。私からは2点の意見でございます。1点目は、促進区域設定と実行計画策定、どちらに対してもですけれども、市町村に対してプッシュ型で促進区域や実行計画の策定を、「こうやってやりましょう」と、具体的に提案できるような人材育成や枠組みが必要かなと思っています。現在の施策は、基本的にはやる気のある市町村を支援するという形だと思っていて、やはりこれが基本になろうかとは思いますが、まだまだ、気づいていらない市町村もあると思いますし、より地域脱炭素加速のためにも、例えば都道府県なのか温対センターなのか、または前回の検討会でも出てきました中間支援組織とか、どこがやるかという議論はあるのだと思うのですが、いずれにしても、市町村に対してこれら促進区域実行計画の策定をプッシュ型で提案できるような人材育成や枠組みが必要かなと思っています。

2つ目としては、これも促進区域、実行計画どちらに対してもですけれど、これらを担うのは自治体職員だと思っています。自治体職員同士が、自治体の枠を超えて知見やノウハウを共有できるような自治体職員間のネットワーク構築も必要かなと思っています。既に脱炭素まちづくりアドバイザー制度などもあって取組が始まっていますが、さらに強化することが重要だと思っています。全国的にはやる気があって熱があって、ノウハウも持っている自治体職員がたくさんいますので、その方々の経験が他の自治体でも生かされると素晴らしいなと思っています。以上2点でございます。

大塚座長：どうもありがとうございます。平林委員、お願いします。

平林委員：長野県の平林でございます。私どもで県内の市町村に促進区域の設定に係るヒアリングをしたところ、多くの意見として、地域の皆さんとの話し合いなど、マンパワーなどがなくて、多岐にわたるわけなのですが、そういったものに対して見合う、促進区域設定のメリットが感じられないため、いま一つ踏み込めないというような御意見を聞いております。その中で、今回のまとめていただいた資料の中で、「地域共生型再エネ導入に向けた地域脱炭素化促進事業制度の在り方」のところで、「まずは合意形成のし易い、特定の地区・街区の地域共生型再エネの導入を後押しするため、促進区域等の設定を行うことも考えられる。」、次に、「例えば、再エネ需要が想定される、スマートコミュニティや工業団地等を促進区域として設定し、再エネの需要と供給のマッチング、エリアのブランディング、企業誘致等を図ることも考えられる」という例示がされております。こういった工業団地等を対象とした企業誘致を考えるという取組に関して、次のページになりますが、「経済的インセンティブの強化」ということで、「地域脱炭素化促進事業への税制優遇措置を設けるなどのインセンティブ強化を検討する。」という提示も出ていますので、この進めやすいところから生かされるような仕組みを構築しながら、やれるところからどんどんやっていくという取組を長野県も環境省と一緒にやっていきたいと思っております。こういった部分を深めてい

ただけるような御検討をいただければと思います。発言は以上になります。

大塚座長：どうもありがとうございます。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：北都銀行佐藤です。私からはいくつか意見でございます。まず、地域脱炭素化促進事業制度について、促進区域の設定を進めやすくして、促進区域の指定を増やしていくということは、やはり大事ですけれども、実際に事業者がそこで事業を行わなければ、地域の脱炭素は進んでいかないこととなります。やはり事業者側のメリットは重要だと考えております。その点で、今回の骨子に経済インセンティブとして、税制優遇ということに記載いただいておりますので、ぜひこちらは実現させていただきたいと思っております。また、第2回で小田原市の発表にありましたが、重点対策加速化事業交付金を、この促進区域の事業にセットするということが対応されておりました。今回の骨子案にも、他の関連する制度と連携と記載がありますけれども、小田原市のように上手く組み合わせができるような整備をしていくということも必要だと思っております。

「地方公共団体実行計画の策定・実施について」で、金融面について書かれていますが、地域の脱炭素が進むということは、地域のエネルギー収支が改善されて、地域が豊かになっていくということにつながります。先ほど古畑委員からもありましたけれども、金融機関、特に地域金融機関が資金の支援を行っていくということは非常に重要だと思っております。そこから一步踏み込んで、金融機関の立場でお話すると、金融機関が資金の支援をしやすくなる体制を整えていただくということも、今回は難しいかもしれませんが、今後考えていく必要があるのではないかと考えています。例えば、この事業の外部評価をするための費用を補助する、一定の案件については何か債務保証を付けるなどが考えられるのではないかと考えています。また、金融面のところで脱炭素アドバイザー資格制度の記載がございましたけれども、こちらは、1企業の脱炭素経営支援という意味合いが強いものだと認識しておりますので、地域全体の脱炭素を地域金融機関がどのようにして支援していったらよいかというところについても、何かセミナーや勉強会があるとよいのではないかと考えました。

中間支援組織について、地域の環境、そして経済等と、地域金融機関は非常に密接な関係にあります。地域の脱炭素を進めるということは、地域金融機関の経営理念とも合致してくるということになりますので、中間支援組織として、いろいろなところを書いていますけれども、地域金融機関も十分その役割を担えるのではないかと考えております。

参考として、実際に弊行で、環境省の令和5年度の「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」に採択されております。秋田市内の脱炭素に向けた中間支援組織を、秋田市と商工会議所、市内の金融機関、秋田市の地球温暖化防止活動推進センターと連携してつくってこうという取組も動き始めています。私からは以上でございます。

大塚座長：どうもありがとうございました。その地域全体の脱炭素を進める金融機関を支援するためのセミナーは、例えば環境省がやることをお考えでしょうか。どこがやることをお考えでしょうか。

佐藤委員：環境省や、銀行なので金融庁、経済産業省などでの対応も考えられます。全体として地域の脱炭素を支えるというところ、個別の企業ではなくて、地域全体を支えるための枠組みを考えていくというものを環境省中心に対応いただければありがたいと思っております。

大塚座長：ありがとうございます。具体的にお考えいただいてありがとうございました。黄木委員、

お願いします。

黄木委員：那須塩原市の黄木です、ありがとうございます。私からは、まず2ページの2番（1）市町村の支援強化について、本市の取組を例に、考えを述べたいと思います。本市では、国の補助を用いまして、2年かけてゾーニング事業を行っています。大きな労力をかけてまいりましたが、ゾーニングというのは、データが揃えばある程度機械的に作業ができるもの、という認識に至りました。また、ここまで地域住民の方の意見を聞く機会を設けることができたのですけど、その中で今後、実効性のある促進区域の設定へと移行していくためには、住民の理解をより十分に深める必要があるということを感じました。簡単に言いますと、促進区域の設定により、「再エネ施設の設置が促進され、どんどんと造られてしまう」、そうしたら「地域にどんな影響が及ぶのだろう」というような、漠たる不安を住民が抱いているのです。そんな状況では、「促進区域をつくりたいのです、同意してください、合意してください」と言っても、なかなか納得してもらえないと思います。そこで、地域住民には具体的な例をお示しして、促進区域では何をして、どのような効果があるのか、ということをつかりやすく説明し、きちんと理解していただいた上で、丁寧に時間をかけて、合意に至るといふ過程が必要になると思います。具体的な説明に必要な事業想定は、自治体として主体的につくることになるでしょう。「まちづくり構想」に等しいとする促進区域における具体的な事業を想定するとしたら、相当の労力と費用が要するぞ、と覚悟を決めたところでございます。促進区域をどこまでやるかということは、自治体によってまちまちでしょうけれども、実効性のある促進区域の設定に必要な作業労力を要します。先に述べたように住民理解の促進や合意形成にはより大きな労力を要することから、当然に国の支援が必要と感じております。この項目の中に書いてある「財政支援」というところには、そのような国の支援、幅広く促進区域設定に要する費用が含まれ、また、人的な支援についてもしていただけると理解しており、期待もしております。次に3ページ、「他の関連する制度との連携」の2つ目、FIT・FIP制度における地域共生を図るための手続等の連携において、FIT・FIPであっても、再エネ電力及びそれに関連し由来する経済効果が地域内循環を可能とするような制度になっていただければと期待しております。同じ項目の1つ目に戻りますけれども、地方公共団体の環境部局と他部局との連携促進、これは（2）でも言及している箇所がありますけれども、環境部局が孤立してしまわないよう、自治体内の他部局と関係のある省庁の方から、圧力という言葉は悪いのですけれど、働きかけや促しをしていただければと期待しております。次に4ページ目、「地域脱炭素の見える化の促進」です。こちらについては、取組の見える化はもちろん大切です。それに加えて、「その結果、二酸化炭素はこれだけ削減しました」「地域に経済効果がこれだけありました」ということが見える化できるとよいと思います。その結果、取組が進まない自治体に対して、そつと後押しするようなことができるのではないかと考えております。以上です。

大塚座長：非常に具体的な話までしていただいてありがとうございます。大関委員、お願いします。

大関委員：産総研の大関です、よろしく申し上げます。基本的な取りまとめの内容については、賛成で、しっかりとまとめていただいたと思っています。なので、今日はコメントに近いことを中心にして、ところどころ、「こういう観点も入れて欲しい」ということをコメントしたいと思います。1つは、導入の拡大の実現とその地域のメリットの両立をどうさせるかで

すけれども、導入拡大も、その量的なものとはスピード感のものがあると思っています。ここはトレードオフがあって、スピードである程度広げていくには、ある程度事業者にインセンティブを与えて入れることが必要なのかなと思います。それは結構コントロールが難しくなるとなっています。一方で、しっかりといろいろな計画とのすり合わせで良いものを入れていくという意味では、少し時間をかけてゆっくりやっていると、そういうことで少し分かるかと思っています。そういう意味では、当面はその建物を中心にと、いろいろなところで書かれているものは、基本的にはアグリーで、そこで一定程度の量とスピード感を持ちながら、そこにインセンティブをまずは集中的に与えていくということも有効かと思っています。そこはそれほど地域とも揉めないような領域であると思いますので、そこがまずは重点的なところかと思っています。その上では、中小規模の建物にどういうふうに、それを持っている企業などにどういうふうに遡及していく必要があるかということだと思います。もちろん地銀も含めてですけれども、そういった中小企業への支援策と、そういったところとのセットでいろいろと進められるとよいと思いました。その上で、日本全体で、その建物だけの全体量で再エネが足りる、太陽光が足りるか、足りていればそれはそれでよいと思っていますけれども、それ以上に増やす場合に地上になると、やはり地域にどういうふうに裨益があるのかということを確認しなければいけないと思っています。そういった地域の課題を解決するような案件を、どうセットでつくっていくか。この段階においては、やはり自治体側の人材育成も、しっかりと時間をかけてやる必要もあると思いますし、各種農業との連携などあまり拙速にやらずにきちんとやっていく必要があると思います。そういう意味では中長期的にそういったところに支援していくということは、国としても必要だと思います。特に太陽光で言えば、先ほどの農業、農山漁村再エネ法の話もありましたが、農業全体の政策とどういうふうにマッチングしていくかということがあると思いますので、そういったことはなかなか短期的に農地のところにバンバンと入れていくということを掲げるのは難しいと思いますけれども、中長期的には必ず必要になる観点かと思っていますので、忘れないでやる必要があると思っています。

あとはそういったところで事業者側の方でいうと、事業提案型というところで、地域裨益の内容を、自治体ごとに少し設定するような余地も残しても良いと思っています。こういった裨益が必要なのか、例えば地元企業を優先するようなものなのか、それとも先ほどあった、例えば林地開発、今では全然だめだけれども、その保全の費用に充てるような計画を必ず入れて欲しいとか、そういったローカル的な設定要件も入れるような仕組みになると、もう少しよいと思いました。導入の拡大も当然重要ですが、地元の支えてくれる人は事業者側にも必要だと思いますので、どのように地域としては支えて、育てていくことを考えているか、当然、域外からでもよいと思いますけれども、そういったこともできるような仕組みになるとよいと思いました。

あとは長期的なことでは系統連系のところですが、早い段階で一般送配電事業者と地域のコミュニケーションの場があるのはとてもよいと思っていますので、協議会に入ってもらおうという案もあります。また、少し難しいかもしれませんが、一般送配電事業者側にメリットが出るようなことでいうと、託送制度、レベニューキャップのレピュテーションインセンティブなど、そういった中の1つに、地域との連携みたいなことが入ってくると、一般送配電事業者側にも多少のメリットにもなると思いました。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。勢一委員、お願いします。

勢一委員：ありがとうございます、勢一です。全体としては、これまでの議論を丁寧にまとめていただいて、誠にありがとうございました。追加で少しコメントさせてください。

まず2ページ、促進事業制度の在り方、「他方で」のところ、「合意形成のしやすい特定の地区・街区を先行させる」という、これに対しては、恐らく好意的な評価をされている方もいらっしゃると思います。それ自体を否定はしないものの、例示の工業団地やスマートコミュニティなどは典型例として上手くいくかもしれませんが、ただ合意形成がしやすい区域というだけでは、リスクがあり得るところは、留意が必要だと思います。その区域について、そのような形で先行して導入した場合、地域の土地利用の全体的なプランニングと整合するのかどうかは、自治体中心にしっかり確認をすることが必要であろうと思います。

次の項目で、「さらに」のところ、事業者提案型について書かれています。これにも、同様に留意が必要であり、いろいろなパターンがあり得ると思います。事業者が再エネ導入しやすい地域は、本当に地域全体にとって適地なのかということは、やはり確認をすることが必要になるかと思えます。実行計画を活用して、促進区域を抽出するという作業、これが改正法で入れたスキームになるわけですが、この作業は、地域目線であり、地域の将来のために、地域全体の利益を考えて決めていくということですので、特定の事業者のための制度ではないというところ、ここは法制度として、促進事業制度の中立性、公平性をしっかり確認する運用が必要であろうと思います。地域の土地利用、まちづくりの在り方ということで、将来のリスクにならないような運用を確保する視点は重要であろうと思います。

次に3ページのところで、広域連携や法制度間の連携、省庁間の連携、たくさん書いていただきました。これは非常に重要であろうと思います。こうした連携の成果として、計画間の連携であったり、計画の統合であったりというような成果物になるのであろうと思います。ただし、先ほど古畑委員でしたか、広域連携の懸念をお示しいただきました。確かにそれはあり得る部分だと思います。こういう場合に、例えば地方自治法の連携協約制度を活用してもらうとか、連携体制をしっかりと担保する工夫を合わせて施すというのは重要なことだと思います。

また、実行計画制度を、地域気候変動適応計画や生物多様性地域戦略と重ね合わせて策定をするということは、非常に重要な試みではないかと思っています。再エネを導入した際のリスクを予め回避する、災害や生態系の破壊などを予め回避するための方法として有効です。また、計画として可視化することで、先ほど住民の漠たる不安というような御指摘ありましたけれども、これを払拭する1つのツールにもなるかと思えます。また、昨今では30by30で、OECDなど地域の自然や緑を中長期的にどうマネジメントするが求められています。こういうOECDの場所は、地域や地元企業が所有を管理する土地になるわけです。この制度についても、法制化の検討が閣議決定されていますので、今後法制化の可能性があろうかと思えます。そうした区域を適切に取り組むための方策などはしっかり考えていくことが必要かと思えます。

地域に所在する知見を幅広く活用ということは、これは中間支援ともリンクいたしますけれども、例えば公立大学も、地域貢献として、地域課題の解決に取り組んでいますので、

こういうところを巻き込んでいくことも1つ重要かと思います。現在、総務省が研究会を開催していきまして、そうした公立大学の支援もやろうとしていますので、そちらともつながっていただければと思います。以上です。

大塚座長：ありがとうございました。全員に話していただいたでしょうか、では大沢委員、お願いします。

大沢委員：久慈市の大沢でございます。発言、御指名いただきましてありがとうございます。発言しようとしていた内容等々、重複するので、差し控えておったのですけれども、改めてお伝えしなくてもよいかという部分を除いて、私が評価している部分が、これは3ページになるかと思いますが、次世代太陽光発電の需要創出というところ、こういった前向きな部分を入れていただいたことに対して評価をしたいと思います。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。全員お話しいただいたということでよろしいですね、ありがとうございます。特に質問はあまりなかったかもしれませんが、コメントいただけましたら、事務局の方からお願いいたします。

事務局（環境省）：様々な御意見ありがとうございます。1つ1つ回答させていただきます。丸山委員から、土地利用基本計画についてということでございました。国土形成計画と国土利用計画が、国土審議会で答申が出され、その内容の中にも、地域共生再エネについて、促進区域、地域脱炭素化促進事業制度も含めて記載がされておるところでございます。今後、地方の計画の段階に移っていくという流れかと思いますが、御意見も踏まえまして、国土交通省と連携して、何ができるか考えていきたいと思っております。

また、農山漁村再エネ法の考え方についてということでございまして、御指摘のとおりであると思います。既に施行されて8年以上経っているところもございまして、しっかりその良いところも学びながらやっていきたいと思っております。

CO2の価値以外の地域の発展に資する価値をどう出していくかというところでございます。そもそもどのようにすれば、その地域、地方自治体が、主体的に地域共生再エネを推進するというインセンティブになるのか。そしてその上で、この地域のあるエリアで再エネを促進していくということになるのかということで、御指摘いただいた点も含めて取りまとめる中で考えていかなければならないと思っております。

また、古畑委員から都道府県との連携について御意見いただきました。実際に運用の中で、そういった市町村の発意、熊本県のプレゼンテーションの中でも「有難迷惑にならないように」というような御説明もあったところでございますけれども、その連携の在り方というのは、実際に制度変更等行う場合には、考慮していかなければいけない点だと思います。どうもありがとうございます。

また、事業者との連携で、特に金融機関の認識を高めていくような取組についての御意見をいただきました。今、環境省でもESG金融促進事業を、ここ数年続けておるところでございます。かなりESG事業、特に脱炭素を使ってその地域の地方創生にも生かしていく。そしてしっかりと稼いでいくといったような認識も広まってきておるところだと認識しております。さらに一層そうした地銀の動きが加速されるように、環境省としても後押ししていきたいと思っております。

また、稲垣委員から、プッシュ型の支援についての御意見いただきました。計画策定と促進区域、その前提として、やはりその地域にメリットとなる事業自体を提案できることが

重要かなと考えてございます。そうした知見、経験も含めた支援体制の構築が必要と考えてございますので、考えていきたいと思っております。

また、自治体職員間のネットワークについて、環境省で今年度から専門人材の派遣を始めようとしております。脱炭素まちづくりアドバイザー制度についても言及いただきました。しっかり、この取組を広げていきたいと思っておりますし、また都道府県を中心とした市町村の支援も、今年度からステップアップ講座という形で進めていきたいと考えてございます。そうした取組の中でも、自治体間、職員間のネットワーク強化を図ってきたいと思っております。

また、平林委員から、県の調査も踏まえながら具体的に進めやすいところからどんどんやっていくというような方向性について御意見いただきました。特に第1回の際に御紹介した石狩市の事例もでございます。先ほど、勢一委員から、実際のまちづくりとしての原則との兼ね合いについても御意見いただいたところでございますし、理想としては、やはり我々としても、まちづくり全体として、区域全体としてどうしていくかというところを原則にして、この制度を運用していきたいと考えてございますが、平林委員からいただいたような意見も、具体的な進め方という点で参考にしていきたいと思っております。

また佐藤委員から、事業者のメリットということで、小田原市の意見も言及しながら御意見いただきました。第1回検討会の際に御紹介したように、制度外の連携、インセンティブということもいくつか考えて、措置しているところでございますけれども、改めて追加的に何ができないか、できるかというところも考えていかなければいけないと思っております。

また、地域全体を金融機関がどう支援していくかというところについても御意見いただきました。これまでオンラインセミナーなど含めて人材育成のセミナーをやっておるところでございますけれども、特に金融機関向けという意味ではやってございませんので、御意見を踏まえて考えていきたいと思っております。脱炭素先行地域の取組の中でも、共同申請者含めて地銀も入っていただいているところが多いということでございまして、バックファイナンスだけではなくて、補助金が終わってからの持続可能な支援という意味でも、非常に地域金融機関の役割が重要だと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

また、中間支援としての役割ということで、地域金融機関についても触れていただきました。勢一委員からは公立大学についても、そういった役割が担えるのではないかという趣旨で御意見いただいたと認識しております。どちらも非常に重要な地域のプレイヤーだと考えてございます。中間支援の在り方を考えていく中で、それぞれが担っていただくべき役割ということも、関係省庁とも話しながら考えていきたいと思っております。

また、黄木委員から、現状のゾーニングの課題感、ゾーニング、促進区域設定に向けた取組の課題感も踏まえて御意見いただきました。人的支援、財政的支援、しっかりやらないといけないと思っております。またその再エネの、地域へどれぐらい効果があるのか、これまで我々も発信していく中で、定性的な発信がどうしても多かったかなという反省もございます。定量的な発信も含めて、しっかり分かりやすくやるということ、このとりまとめ骨子案にも書かせていただいておりますけれども、改めて整理して発信を強化していきたいと思っております。

また、自治体内の他部局との連携でございます。具体的に建築物省エネ法に関して書かせ

ていただいております。既に国土交通省とは、共同通知を1回出させていただいておりますけれども、他省庁も含めて、こういった取組が広げられないかと思っておりますので、御意見も踏まえまして、対応をより強化していきたいと考えてございます。

また、大関委員から、農業との連携や、自治体の人材育成の関係で中長期的にということ御意見いただきました。御意見も踏まえまして、関係省庁とも相談して考えたいと思っております。

事業者提案制度について、大関委員、勢一委員から御意見いただきました。それぞれ、その地域貢献のレベルを揃えつつも、その自治体、地域ごとに差を出すということの必要性、また、その事業者が設定しやすいエリアと、先ほどの促進区域の位置付け、自治体のまちづくりの一環として、しっかり主体的に考えるというところがないがしろになってはいけないということで、中立的・公平な運用が必要ということ、制度的な運用・変更をする場合には、そういったことを留意しなければいけないということで、これを踏まえて考えていきたいと思っております。

広域連携についても御意見ありがとうございます。連携体制をしっかり担保するということで、いただきました地方自治法の制度などもしっかり勉強しながら取組を進めていかなければいけないと思っております。

また、OECM や自然との調和の話でございます。環境省も、脱炭素、自然共生、資源循環ということで、3つの調和を重視しながら、施策・政策の統合的な運用を、省全体でやっていかなければいけないと考えてございますので、制度的なところも、必要な調整等ありましたら、しっかりやっていきたいと思っております。全てに答えられているか分かりませんが、以上でございます。

大塚座長：ありがとうございました。それでは、事務局の回答を踏まえまして、今回の検討会の論点などにつきまして、さらに御意見ございましたら、各委員から発言をお願いいたします。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。古畑委員、お願いします。

古畑委員：能勢町古畑です。皆様の御意見と環境省、事務局の見解を踏まえて、農業の連携というところで1つだけ意見させていただけたらと思います。大関委員からも、農業全体との連携ということが必要ではないか、特に太陽光において話があったと思うのですけれども、今、農業経営基盤強化促進法の改正で、農業面では、人・農地プラン、地域計画を法定化されて、今後は農業委員会、又は農業担当課が地域に出向いて農家と話し合いをする場や、農地を今後10年以降どのように利用していくかという話し合いの場が持たれると思います。そういった場の中にも、こういう再生可能エネルギーという視点からの話し合いもできればよいのかなと思いました。農林水産省の方から、そういった関係の連携でというような話は全くないですし、本当にそんなことが自治体でできるかなと思っております。意見として言わせていただきたいと思いました。以上です。

大塚座長：どうも貴重な意見ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、古畑委員がおっしゃってくださったこととの関係で、農業に関して今、全体の就業人口の3%ぐらいになっていると思いますが、ソーラーシェアリングを農業の収益をさらに増やすこととの関係で活用していくべきではないかという議論も一部出てきているようなところもあります。あまりそんなところに特化するわけにもいかないですけど、農業との連携については、もう少し検討できたらありがたいと思います。後で御回答をお願い

します。では大関委員、お願いします。

大関委員：今の話に関連して、営農型の2割ぐらいは上手くいっていないようなことも、十分に認識をしていて、必ずしも全部が良いとは今のところ思っていないです。ただ、優良なものも当然あるでしょうから、そういったものをしっかりと広げていくということだと思いますので、なんでもかんでも良いというのは間違い、当然ないということです。その辺りは、国としてはなかなかそういうような状況もあって、なかなか推進するとは言えないのかもしれないので、しっかりと業界団体が、「こういうものがちゃんと良いものだ」と、そういったものは見せていく必要があると思いますし、だめなものはだめだというふうにはやらなければいけないと思います。国や自治体だけに任せるのではなくて、ここの領域はしっかりと事業者側も協力してやる必要があると思います。コメントです。

大塚座長：ありがとうございます。では丸山委員、お願いします。

丸山委員：農地や水路などのインフラをどう維持するかという視点がもう1つあります。中長期的なその冗長性をどう担保するかという意味で、もちろん営農型もそうなのですが、例えば耕作放棄された場所が、ソーラーであれば、たぶん土地利用の可逆性が担保できるとか、あるいは農業用水路を農業用水としてはなかなか維持管理費が出せないけれども、小水力利用とセットであれば維持費が出せるなど、恐らく農政の方でも、農地を、今という話ではなくて、30年40年、どのぐらい冗長性を持たせるのかというのは、重要な議論になるような気がします。ただ一方で、その冗長性の担保のためだけに、どのぐらい税金を投入できるかという話が一方であるはずで、そういうものを上手く補完するために、再エネ事業と組み合わせて、インフラを維持するという考え方があり得るのではないかなと思っています。

大塚座長：ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。勢一委員、お願いします。

勢一委員：計画の関係で少し補足をさせてください。計画の共同策定、一体的策定は、今、自治体が持っているどの計画が可能か可能ではないかということの内閣府で調査をしております。地方分権改革有識者会議の元に、計画策定ワーキンググループがありまして、そこで各省に調査をお願いして、今、調査表のレベルまではホームページで確認することができます。その中で、地域のインフラをコントロールするような計画、地域レベルであれば、共同や一体で策定したり、統合したりすることは可能なものもたくさんありますので、ぜひ現場の皆様を知っていただいて、使っていただくというのもよろしいかなと思います。補足です。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、環境省から回答あるいはコメントをお願いします。

事務局（環境省）：農業との連携について、複数の委員の方から御意見いただきました。現在設定されている促進区域の中にも、1例ですけれども、ソーラーシェアリングに限定した農地を促進区域にするというものがございまして、農業の経営改善に着目して設定されているというところでございます。委員からもありまして、いろいろな関係者の想い、御意見というのがある中でのございますけれども、農林水産省とも本日いただいた御意見を踏まえて、お話をしていきたいと思っております。

小水力の話も、少し先の話も含めてということでございます。農業の場合の経営改善につ

なげるといふ話とも似た部分もあろうかと思ひます。同じように、関係省庁と議論をしたいと思つております。

また、勢一委員から御紹介ありました共同策定、このとりまとめの骨子案にも具体的にどういった相乗効果が出せるかという観点で取組を進めていきたいと思つておるところでございますけれども、参考となる資料の紹介なども含めて、今回の機会に発信していければと思つております。ありがとうございます。

大塚座長：農林水産省との関係については、事務局の方で御検討いただければと思ひます。それでは、本日は様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。今後の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：大塚座長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は活発な御議論をありがとうございました。本日は、骨子案について皆様から御意見をいただきましたが、次回は本日の御意見を踏まえて作成する、とりまとめ案について議論したく存じます。日程につきましては、詳細が決まり次第、別途御連絡いたします。また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページに掲載いたします。事務局からは、以上でございます。

大塚座長：ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上